

◎新潟県告示第567号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越つちはし	上越市土橋828-2	訪問入浴介護	H27.3.31
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越つちはし	上越市土橋828-2	介護予防訪問入浴介護	H27.3.31
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越栄町	上越市栄町1丁目7番26号	訪問介護	H27.3.31
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ上越栄町	上越市栄町1丁目7番26号	介護予防訪問介護	H27.3.31
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ長岡三和	長岡市三和二丁目10番17号	訪問入浴介護	H22.6.30
株式会社ツクイ	横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1号	ツクイ長岡三和	長岡市三和二丁目10番17号	介護予防訪問入浴介護	H22.6.30